

指定催しの事務処理要領

(目的)

- 1 この指定催しの事務処理要領は、船橋市火災予防条例（昭和 48 年船橋市条例第 23 号。以下「条例」という。）、船橋市火災予防条例施行規則（昭和 48 年規則第 41 号。以下「規則」という。）、船橋市火災予防条例施行規程（平成 25 年消防局告示第 1 号。以下「規程」という。）、露店等の火災予防に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取通知書)

- 2 規則第 36 条第 1 項に定める意見聴取通知書（別紙 1 参照）は、指定催しが開催される日の 90 日前までに主催者に通知するものとする。

(指定の判断)

- 3 条例第 42 条の 2 第 1 項に定める人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものとは、初期消火を実施しなければ延焼による被害の拡大が大きいこと又は消防隊の進入が困難であるため、催し関係者による初期消火が不可欠などの状況を踏まえて総合的に判断し、必要であると認める催しのことをいう。

(指定催しの指定通知書)

- 4 規則第 36 条第 2 項に定める指定催しの指定通知書（別紙 2 参照）は、指定催しが開催される日の 60 日前までに主催者に通知するものとする。

また、条例第 42 条の 2 第 1 項に定める指定催しが定期的で開催される場合にあつては、その都度指定するものとする。

(指定催しの公示)

- 5 条例第 42 条の 2 第 3 項に定める遅滞なくとは、正当な理由又は合理的理由がない限り直ちに行わなければならないことをいう。また、同項の規定による公示の期間は、当該催しが終了し、又は中止されるまでの間とする。

(指定催しに準ずる催し)

- 6 規程第 11 条第 2 号に定めるその他これに準ずる規模とは、一の会場において、主催する者が出店を認める露店等の数が 1 日につき 100 店舗以上、人出予想人員が 1 日につき 8 万人以上のものとする。

(指定催しに係る防火担当者)

- 7 条例第 42 条の 3 第 1 項に定める防火担当者については、防火に関する資格の定めはないが指定催しの関係者に対して必要な指示等ができる立場の者を選任するよう主催者に指導するものとする。

なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることも可能であるものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画)

- 8 規則第 37 条に定める火災予防上必要な業務に関する計画提出書（別紙 3 参照、以下「計画提出書」という。）にあつては、次のとおり図書を添付させ、内容等について確認するものとする。

- ① 計画提出書に、火災予防上必要な業務に関する計画確認書（別表）、会場の配置計画、対象火気器具等危険物取扱い、消火準備、火災時の初動体制、

その他計画に関する書類及び図面を添付するものとする。

② ①について、確認し必要に応じて防火担当者に指導するものとする。

(受付方法)

- 9 計画提出書については、正本及び副本を受理し、受付印を押印する。正本は火災予防上必要な業務に関する計画提出書綴りに編冊し、副本は、要綱に定める自主点検表を添付して返却するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年船消予第 636 号)

この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

規則 第2号様式

意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市消防局長



船橋市火災予防条例第42条の2第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

催しの名称	
意見の聴取を行う理由	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	

規則 第3号様式

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市消防局長

印

船橋市火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	

この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に船橋市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

規則 第4号様式

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

船橋市消防局長 あて		年 月 日	
届出者		住所 氏名	㊦
		電話番号	
防火担当者		住所 氏名	㊦
		電話番号	
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画を提出します。			
指定催しの名称			
指定催しの開催場所			
指定催しの開催期間		指定催しの開催時間	
1日当たりの人出予想 人員		露店等の数	
露店等の数			
使用火気等			
その他必要事項			
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 火災予防上必要な業務に関する計画その他計画に関する書類を添付すること。

火災予防上必要な業務に関する計画確認書

1	防火担当者（指定催しでの管理・監督的立場にある者を選任すること。） 役職・氏名（ ） （1）警察署事前協議担当者（ ） （2）施設管理者事前協議担当者（ ） 消火準備、対象火気器具等や危険物取扱い場所の確認、避難通路の確保を事前協すること。		
2	対象火気器具等 危険物取扱い	事前確認担当者（ ）	当日確認担当者（ ）
		（1） 露店等の開設者に事前確認を行うこと。 （2） 事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。	
3	配 置 計 画	事前確認担当者（ ）	当日確認担当者（ ）
		（1） 対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮し、観客等の安全な通路を確保した会場の配置計画とすること。 （2） 事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。	
4	消火器その他の 消 火 準 備	事前確認担当者（ ）	当日確認担当者（ ）
		（1） 露店等の開設者に事前確認を行うこと。対象火気器具等を使用する露店ごとの設置とすること。 （2） 事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。	
5	火 災 時 の 初 動 体 制	（1） 通報担当者（ ）	（ ）
		（2） 消火担当者（ ）	（ ）
		（3） 避難誘導担当者（ ）	（ ）
		（4） 応急手当担当者（ ）	（ ）
6	そ の 他	（1） 計画に変更が生じた場合には、ただちに消防署へ連絡すること。 （2） 防火のための巡回、交通整理及び避難誘導等の安全管理に係る人員を配置すること。 （3） 対象火気器具等を使用しようとする露店の開設者に対し火災予防上必要な指導を実施すること。 （4） 指定催しの主催者は、参加者の安全に問題となる事象（想定外の来場者、事故の発生、天候の悪化等）が発生すれば、観客等の安全確保を最優先し、必要な対応策（アナウンスの実施、避難通路の確保、計画の一部変更または中止、警察・消防への通報）をとること。	